弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol. 15
2017



CONTENTS

1．　Topics：「ビジネス契約書の読み方・書き方・直し方」出版のお知らせ
2．Column①：Ｆｉｎｔｅｃｈと金融法 － ＩＣＯと法規制
3．Column②：【企業法務】契約書作成の留意点
4．Column③：【離婚問題】不貞相手を訴えたい！③
5．Column④：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務③
6．　Notice：ＪＭＡＭ様　パートナー・コンサルタント正式登録

1．Topics：「ビジネス契約書の読み方・書き方・直し方」出版のお知らせ



謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃はひとかたならぬご高配をいただき、心より御礼申し上げます。

このたび、「現役法務と顧問弁護士が実践しているビジネス契約書の読み方・書き方・直し方」と題する書籍を株式会社日本能率協会マネジメントセンターから上梓させていただきました。

本書は、私だけでなく、私の弟でもある長瀬威志弁護士、そして私と同じ事務所で執務をしている母壁明日香弁護士の共著となります。



法務部員・弁護士の方々が、契約書をチェックする際にどの点に着目すればよいか、どのように作成・変更すれば良いかを整理することを主眼に置いて執筆しました。
また、本書は、民法改正に対応した契約書関係を整理した実務書が少ないことも鑑み、民法改正に対応することも意識して作成しております。

甚だ未熟者ゆえ汗顔の至りですが、本書が少しでも企業法務に携わる方々のお役に立つことができればと考えて構成しております。

これまで私が弁護士として活動することができ、そして本書を上梓するに至ったことも、ひとえに皆様のご厚情の賜物と改めて御礼申し上げます。
つきましては、拙著を謹呈させていただきますので、お時間のあるときにご覧いただければ幸甚に存じます。

まずは略儀ながら、書中をもってご挨拶申し上げます。

謹言

平成２９年７月吉日
弁護士　長　瀬　佑　志
弁護士　母　壁　明日香

2．Column①：Fintech と金融法 - ICO（イニシャルコインオファリング）と法規制

最近、国会や日経新聞でも“ICO”（Initial Coin Offering、 イニシャルコインオファリング）が取り上げられるようになってきましたが、“ICO”の中身について熟知されている方は多くはないかと思います。

“ICO”とは、端的には、スタートアップ企業が新しいトークン（デジタル通貨[1]）を発行し、証券会社等の仲介者を通さずに、インターネット上で、直接、投資家からビットコインやイーサ等の仮想通貨建てで資金調達を行う手法のことをいいます。主に米国スタートアップ企業において流行している資金調達手法であり、ここ数年で調達金額や実施事例が急激に増加しています。

ICO は、株式公開（IPO）や社債の発行等の伝統的な資金調達方法と異なり、**証券会社や証券取引所による審査を経ず、株式発行のように支配権が移転したり投資家に対する配当を支払ったりする必要もなく、また社債のように投資家に対する利息の支払い義務もなく、短時間で多額の資金調達を実現しうる新たな資金調達手法**として、今後日本でも検討される可能性は十分にあります（本年 7 月には、ついに日本でも ICO が実施されています[2]）。

もっとも、新たな手法だけに、ICO に関する日本法上の法規制等については十分な議論が尽くされているとは言い難い状況です。

そこで、本ニュースレターでは、ICO に係る日本法上の法規制等を分析することとします。なお、ICO をはじめ、仮想通貨に関する法規制の議論は不透明かつスピーディーに展開しており、今後の法改正・解釈の変遷等により、本ニュースレターにおける記載内容が変更される可能性があることにご留意ください。

ＰＯＩＮＴ

- ICO とは、新たなトークンを発行し、証券会社等を介さず、インターネットを通じて、直接、投資家からビットコイン等の仮想通貨建てで開発資金等を調達する、新たな資金調達手法
- ICO が資金決済法の規制対象となるかは、ICO により発行するトークンが資金決済法上の「仮想通貨」又は「前払式支払手段」に該当するかによる
 - トークンが「仮想通貨」に該当する場合、発行体は「仮想通貨交換業者」として登録等が必要
 - トークンが「前払式支払手段」に該当する場合、届出／登録等が必要
- ビットコイン等の「仮想通貨」建てで資金調達をする場合、現状、金商法上のファンド（集団投資スキーム）には該当せず、規制対象外
- （参考）サンタルヌーによる ICO は、発行するトークンが自家型前払式支払手段に該当する可能性があるとともに、弁護士等の紹介サービスが非弁提携等に抵触しないよう留意要

目次

I. ICO とは 3
II. 資金決済法上の規制 5
III. 金融商品取引法上の規制 8
IV. その他の法規制 9
V. （参考）サンタルヌーICO と法規制 10

1 後述のとおり、ICO 実施企業の発行するトークンが、必ずしも資金決済法上の「仮想通貨」に該当するものではないことに注意が必要です。本ニュースレターでは、混乱を避けるため、新たに発行されるトークンのことを「デジタル通貨」と呼称しています。

2 「サンタルヌー」による ICO（http://www.belgianbeer.nagoya/ico/）

I. ICO とは

1. ICO の概要

ICO とは、Initial Coin Offering の略称であり、一言で言えば、**仮想通貨建ての IPO（Initial Public Offering、株式公開）に類似した資金調達手法**です。ICO という呼称以外に、クラウドセール（crowdsale/crowd sale）、プリセール（presale）、IPO（Initial Public Offering）、ITO（Initial Token Offering）などと呼ばれることもあります。

ICO については、特段、法律上の定義はありませんが、一般に、「**新しいトークンを発行した上で、インターネットを通じてその将来的な利用方法を提示し、価格上昇を見込んだ投資家に対して（主としてビットコイン、イーサを対価とする）販売を行うことにより開発資金等の調達を行うこと**」をいうものとされています。

ICO は、ここ数年、主に米国スタートアップ企業において利用され始めた新たな資金調達手法であり、2016 年には約 150 億円相当が ICO によって資金調達されています。また、2017 年に入ってからは、既に約 70 社、合計約 800 億円超が ICO によって調達されており、ICO による最近の調達事例としてはたとえば以下のようなものがあります。

【ICO による資金調達の実施例】

年月	実施企業	調達金額
2017 年 4 月	Gnosis（米）	数分で 10 億円超
2017 年 5 月	Brave Software（米）	30 秒で 40 億円
2017 年 6 月	Status（スイス）	300 億円超

これに対して、伝統的な資金調達手法である株式の新規発行（IPO）による資金調達を最近東証で行った例としては、以下のものがあります。

【IPO による資金調達の実施例】

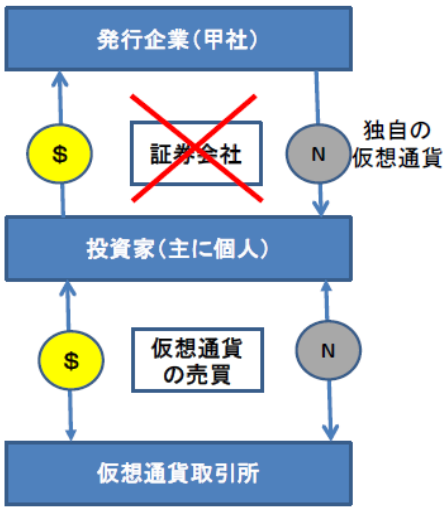
年月	実施企業	調達金額
2017 年 4 月	アセンテック	7.7 億円超
2017 年 6 月	ツナグ・ソリューションズ	10 億円
2017 年 6 月	SYS ホールディングス	8.8 億円
2017 年 6 月	Fringe81	6.2 億円超

このように、海外での調達事例との比較ではありますが、**既に ICO による資金調達の規模感は、伝統的な資金調達手法である IPO と比べても同等あるいはそれを凌駕しているもの**といえます。

2. ICO の特徴

前述のとおり、ICO とは、「**新しいトークンを発行した上で、インターネットを通じてその将来的な利用方法を提示し、価格上昇を見込んだ投資家に対して（主としてビットコイン、イーサを対価とする）販売を行うことにより開発資金等の調達を行うこと**」をいい、そのスキームは概要以下のとおりです。

【ICO のスキーム図】



すなわち、ICO の特徴は、概要以下のとおり整理することが可能です。

【ICO の特徴】

- インターネットを通じて、証券会社を介在せず、直接、投資家から資金調達が可能
- 発行体はビットコイン、イーサ等の仮想通貨建てで資金を調達
- 投資家への開示資料は White Paper 程度
- 証券取引所等による審査等がない
- 発行体の支配権の移転なし
- 投資家に対する配当や利息の支払い義務も生じない

ICO の語源ともなった、株式発行による伝統的な資金調達手法である IPO と比較すると、以下のように整理することが可能です。

	IPO	ICO
発行対象	株式等	トークン
支配権の異動	あり	なし
配当・利息の支払	あり	なし
投資家の属性	機関投資家／個人投資家	主に個人投資家
開示義務	有価証券届出書等（発行開示） 有価証券報告書等（継続開示）	なし （White Paper）
証券会社の関与	あり	なし
証券取引所の関与	あり	なし
主な規制法令	金商法 会社法	資金決済法？ 金商法？

このように、法令上の位置付けが明確で法定開示書類が整備され、証券会社が介在し、証券取引所による審査等を経る必要がある IPO と比べると、ICO による資金調達は法令上の位置付けは不明確であり、法定開示書類はなく、証券会社や証券取引所によるチェックもないまま実施されるため、ICO に伴うリスクは基本的に投資家が負担することとなります。すなわち、仮に発行企業のプロジェクトが頓挫して予定していたデジタル通貨が発行されなかったり、調達された資金が別のプロジェクトに使用されたりしても、ICO に参加した投資家は、基本的には自己責任としてリスクを負担することとなります。

そのため、今年 6 月 16 日開催の国会財政金融委員会においても、日本における ICO の可否及び法規制の有無が議論されています[3]。

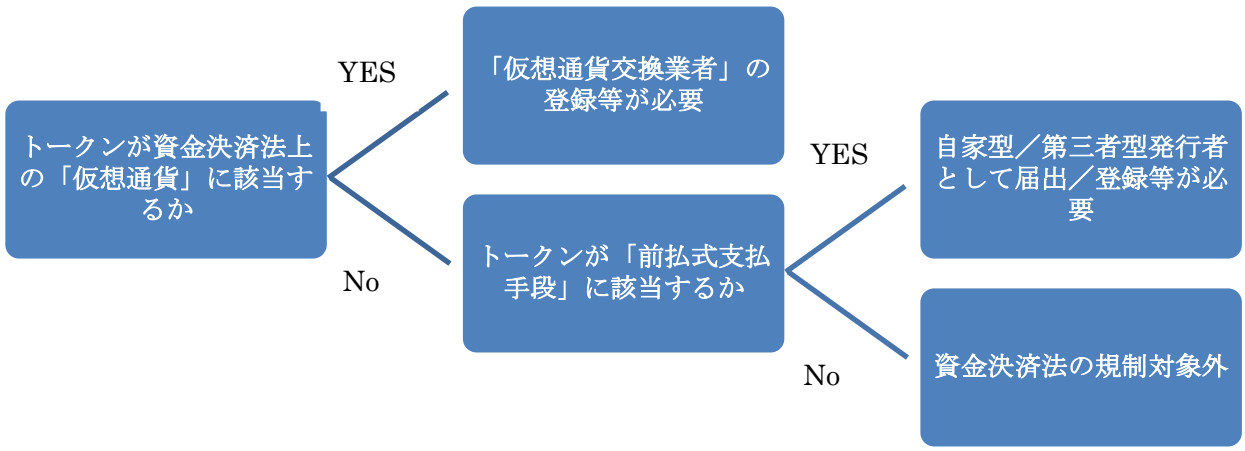


3 http://online.sangiin.go.jp/kaigirok/daily/select0105/main.html

II.　資金決済法上の規制

ICO が資金決済法の規制対象となるかは、ICO により発行するトークンが資金決済法上の「仮想通貨」（資金決済法 2 条 5 項）又は「前払式支払手段」（同法 3 条）に該当するかによります。

【ICO と資金決済法上の規制】



1.　「仮想通貨」該当性

（ア）　「仮想通貨交換業者」の意義

> **第２条**
> **１～６（略）**
> **７**　この法律において「**仮想通貨交換業**」とは、**次に掲げる行為のいずれかを業として行うこと**をいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。
> （１）仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
> （２）前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
> （３）その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること
> **８**　この法律において「仮想通貨交換業者」とは、第６３条の２の登録を受けた者をいう。
> **第６３条の２**
> 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。

資金決済法上、「仮想通貨交換業」に該当する場合、仮想通貨交換業の登録を受ける必要があります（資金決済法 2 条 7 項、8 項、63 条の 2）。

そして、「仮想通貨の売買」や「他の仮想通貨との交換」を行う場合が、「仮想通貨交換業」に該当するものとされています。したがって、**「仮想通貨交換業」に該当するか否かは、ICO によって発行企業が新たに発行するトークンが、資金決済法上の「仮想通貨」に該当するかによる**こととなります。

（イ）　「仮想通貨」の意義

それでは、ICO により発行するトークンは、いかなる場合に「仮想通貨」（資金決済法 2 条 5 項 1 号・2 号）に該当するのでしょうか。

この点、資金決済法上、「仮想通貨」は、１号仮想通貨と２号仮想通貨の２種類に分類されています。

【１号仮想通貨（資金決済法２条５項１号）】

> 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの対価の弁済のために**不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値**（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、**本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く**。）であって、**電子情報処理組織を用いて移転**することができるもの。

【２号仮想通貨（資金決済法２条５項２号）】

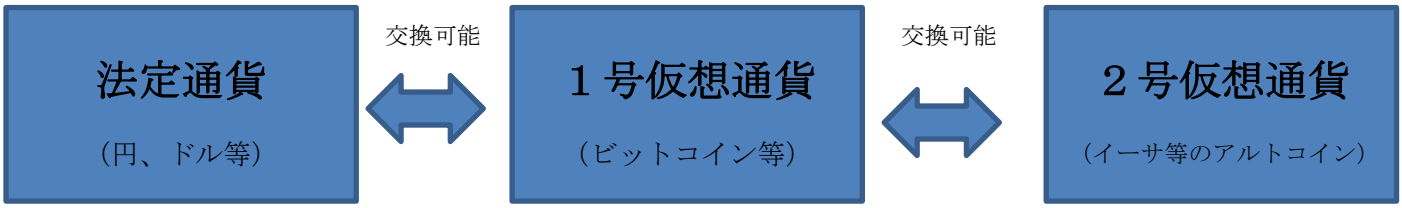
> **不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値**であって、**電子情報処理組織を用いて移転**することができるもの

１号仮想通貨の典型例はビットコインであり、**端的には、法定通貨と交換可能なデジタル通貨をいいます。**１号仮想通貨該当性の判断に当たっては、とくに「**不特定の者に対して使用でき**」かつ「**不特定の者を相手方として購入及び売却**」を行うことが可能かが問題となります。

たとえば、加盟店等の特定の者に対してだけ使用できる電子マネーは、「不特定の者に対して使用でき」という要件を満たさず、１号仮想通貨には該当しません。また、MUFG コインのように、払い戻しが可能でユーザ間移動が可能な銀行内仮想通貨であっても、特定の銀行に預金を有する者に利用者が限られるため、「不特定の者に対して使用」可能という要件を満たさず、１号仮想通貨には該当しません。

２号仮想通貨とは、たとえば１号仮想通貨であるビットコインと相互に交換ができるデジタル通貨（イーサなど）を想定しており、この場合、イーサはたとえ１号仮想通貨に該当しないものであっても、２号仮想通貨には該当することとなります。すなわち、法定通貨と交換可能な１号仮想通貨との交換性を有するのであれば、脱法行為を防止するべく、１号仮想通貨と交換可能なデジタル通貨についても、**間接的仮想通貨ないし２次的仮想通貨として規制対象に含める**必要があります。

ただし、２号仮想通貨に該当するためには、１号仮想通貨と同じく、あくまで「**不特定の者を相手方として・・・相互に交換を行うことができる**」必要があることに注意が必要です。



（ウ）　「不特定」の意義

このように、１号仮想通貨・２号仮想通貨に該当するかは、「不特定」の要件の解釈によりますが、資金決済法上、「不特定」の要件の解釈は判然としません[4]。ちなみに、「不特定または多数」ですとか、「不特定多数」という用語は従前から多数使用されていましたが、「不特定」という用語自体は珍しいものと言えます。

仮想通貨に関するガイドライン[5]（「仮想通貨ガイドライン」）では、以下のとおり、「不特定」の要件を満たす場合について、限定的に解釈されています。

4 片岡義広「第３回　仮想通貨の規制法と法的課題（上）」（NBL No.1076）は、「『不特定』の者に対して」とは、識別不可能という意義での不特定ではなく、不特定ながらも、それを受け入れる誰に対してでも使用し得るものであることをいう、としています。その上で、「ビットコイン等の仮想通貨の使用を認める店舗等は、通常は、仮想通貨の使用が可能であることを表明はしているであろうから、識別可能という意味での特定性は有している。しかし、仮想通貨使用者と何らの契約関係にあるものではなく、一方的にその使用を認めれば足りるのであって、このような関係のことを法は「不特定の者に対して」使用することができるものとしている」としています。

5 http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20161228-4/29.pdf

【１号仮想通貨における「不特定」の解釈】

> 法第２条第５項第１号に規定する仮想通貨（以下「１号仮想通貨」という。）の該当性に関して、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ことを判断するに当たり、例えば、「**発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために仮想通貨を使用可能な店舗等が限定されていないか**」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

【２号仮想通貨における「不特定」の解釈】

> 法第２条第５項第２号に規定する仮想通貨の該当性に関して、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「**発行者による制限なく、１号仮想通貨との交換を行うことができるか**」、「**１号仮想通貨との交換市場が存在するか**」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

以上の仮想通貨ガイドラインの記載に照らすと、ICO において、ICO に申し込んだ一定の会員に対してのみトークンを販売し、かつ、一定の会員内でのみ売買できるなどとした場合、「不特定」の要件を満たさず、資金決済法上の「仮想通貨」には該当しないと判断されるものと思われます[6]。この場合、当該発行体による ICO は資金決済法の規制対象外となり、投資家保護が不十分となるおそれがあります。

もっとも、「不特定」の要件について緩やかに解釈すると、極端な話、１号仮想通貨であるビットコインで売買できさえすれば、すべからく２号仮想通貨に該当することとなる可能性があり、それはそれで問題となる可能性があります。たとえば、航空会社のマイルやオンラインゲームのゲーム内通貨もビットコインで売買できさえすれば、２号仮想通貨に該当し、発行企業は「仮想通貨交換業者」として登録義務が生じることとなるおそれがあります。

今後、日本でも ICO が実施されるようになった場合、どのような場合に「不特定」の要件を満たすものとして「仮想通貨」に該当すると判断されるかは、いかなるトークンを、どのような態様で発行するか等の個別の事情に応じたケースバイケースの判断になるかと思われ、今後の事例及び議論の集積を待つ必要があります。

2. 「前払式支払手段」該当性

以上のとおり、仮に ICO により発行するトークンが特定の者の間でしか売買できないために「仮想通貨」に該当しないとしても、トークンを消費して発行体から一定のサービスを受けることができる場合、別途、「前払式支払手段」に該当するものとして資金決済法上の規制対象とならないか検討する必要があります。

（ア） 「前払式支払手段」の要件

この点、「前払式支払手段」（資金決済法３条１項）とは、以下の３要件を満たすものをいいます。

> ① 金額・数量の財産的価値が証票等に記載・記録されること（価値の保存）
> ② 金額・数量に応じる対価を得て発行される証票等、番号、記号その他のものであること（対価発行）
> ③ 代価の弁済等に使用されること

ICO により発行するトークンには、通常、独自の金額等が設定されているため、要件①は満たします。

また、ICO により発行するトークンを消費することで一定のサービスを受けることができる場合、要件③も充足します。

6 なお、どの時点で「不特定」の要件を判断するかも別途問題となります。すなわち、トークンの発行時点では特定の者の間でしか売買できないものの、将来、仮想通貨取引所に上場されて「不特定」の者の間で売買できるようになった場合、トークンの発行時点では「不特定」の要件を満たさないものの、上場時点で「不特定」の要件を満たしたものとして「仮想通貨」に該当すると判断すべきか、法文上明らかではありません。

要件②について、「対価」に現金だけでなく、ビットコイン等の仮想通貨も含まれるかが問題となりますが、「対価」とは、必ずしも現金に限られず、財産的価値があるものはすべて含まれるものと解されています[7]。そのため、ビットコイン等の仮想通貨建てで ICO を行う場合であっても、「対価」を得て発行されるものであるとの要件を充足する可能性があるものと思われます。

（イ）　自家型／第三者型前払式支払手段と規制の概要

トークンが「前払式支払手段」に該当する場合、当該トークンを誰に対して使用できるかによって、「自家型前払式支払手段」・「第三者型前払式支払手段」いずれに分類されるかが異なるとともに、規制の内容（厳格度）も異なります。

自家型前払式支払手段とは、発行者に対してだけ使用できる前払式支払手段をいいます（資金決済法３条４項）。たとえば、ICO 実施企業が、自社の運営するサービス内でだけ利用できるトークンを発行する場合がこれに該当します。この場合、発行している前払式支払手段（トークン）の未使用残高（トークンの総発行額－総回収額）が３月末又は９月末において、１０００万円を超えたときは、内閣総理大臣に対する**届出**が必要となります（資金決済法５条１項）。

第三者型前払式支払手段とは、発行者以外の第三者に対しても使用できる前払式支払手段をいいます（資金決済法３条５項）。具体的には、Suica 等の電子マネーが該当します。第三者型前払式支払手段については、第三者に対しても利用できる性質上、規制が厳格化されており、発行前に内閣総理大臣の**登録**を受ける必要があります（資金決済法７条）。

ICO により発行するトークンが自家型前払式支払手段又は第三者型前払式支払手段に該当する場合、いずれも以下の規制を受けることとなります。

【前払式支払手段と規制内容】

①　**表示・情報提供義務** ・発行者の名称等の一定の事項を表示 ②　**発行保証金制度** ・トークンの未使用残高が１０００万円を超える場合、未使用残高の２分の１以上の金額を最寄りの供託所に供託 ③　**情報の安全管理義務** ④　**監督規定** ・定期的に当局に報告書を提出等

したがって、ICO により発行するトークンが特定の者の間でしか利用できず、「仮想通貨」に該当しない場合であっても、「前払式支払手段」に該当するときは、誰に対して利用できるかによって自家型／第三者型前払式支払手段として一定の規制を受ける可能性があることに注意が必要です。

III.　金融商品取引法上の規制

ICO のように、投資家から出資を募り、その出資を用いて事業を行う場合、いわゆるファンド（集団投資スキーム）規制に抵触する可能性があります。すなわち、ファンドの持分の発行者が当該ファンドの投資家を募る行為は（自己募集）は、第二種金融商品取引業に該当するため、ICO がかかる自己募集に該当する場合、原則として発行体は第二種金融商品取引業者としての登録が必要となります（金商法２８条２項１号、２条８項７号へ）。

集団投資スキームとは、**①その法形式を問わず、②複数の者から事業のために出資又は財産の拠出を受け、③当該金銭等を充てて事業（出資対象事業）が行われ、④出資者・拠出者に当該出資対象事業から生じる収益の配当又は当該事業に係る財産の分配をするもの**のことをいいます。具体的には、金商法２条２項５号において、以下のとおり、（１）～（３）すべてを満たすものと定義されています。

7 「Q&A 資金決済法・改正割賦販売法」３２頁

（１）以下の権利その他の権利であること
① 民法上の組合契約に基づく権利
② 商法上の匿名組合契約に基づく権利
③ 投資事業有限責任組合契約に関する法律上の投資事業有限責任組合契約に基づく権利
④ 有限責任事業組合契約に関する法律上の有限責任事業組合契約に基づく権利
⑤ 社団法人の社員権
⑥ その他の権利
（２）当該権利を有する者が、**出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）**を充てて行う事業（「出資対象事業」）から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であること
（３）次のいずれにも該当しないこと（適用除外）
① 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
② 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利
③ 保険業法上の保険契約等
④ その他

この点、要件（１）について、⑥「その他の権利」と規定されているとおり、ICO 実施企業と出資者との関係が集団投資スキームに該当するかは、その法形式ではなく、実質を踏まえて判断されることとなります。したがって、ICO 実施企業が、たとえ自社のウェブサイト上で出資者から出資を募る場合であっても、その実質を踏まえて「その他の権利」として集団投資スキームに該当すると評価される可能性があることには注意が必要です[8]。

もっとも、要件（２）について、金商法上、有価証券とみなされ規制対象となるファンド（集団投資スキーム）の持分は、出資者が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む）を充てて行う出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利に限られていることに注意が必要です。すなわち、金銭に類するものとして政令で定められているのは「有価証券」、「為替手形」、「約束手形」等に限られており（金商法２条２項５号柱書・金商法施行令１条の３各号）、現状、ビットコイン等の「仮想通貨」は含まれていないため、出資者からビットコイン等で資金を調達しても要件（２）を満たさず、ファンド規制には抵触しないこととなります。ただし、ICO の態様等によっては、形式的にビットコイン等で出資を募ったとしても、実質的には金銭での出資と同等と評価され、ファンド規制が及ぶ場合もありうるように思われます。

また、「金銭に類するもの」を規定する金商法施行令１条の３は、金銭に類するものを機動的に追加できるようにする観点から、第５号において、「前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの」を規定しています。現時点では、そもそも当該内閣府令自体が規定されていませんが、日本でも ICO が大々的に行われるようになり、出資者保護が必要となった場合、将来、同号に対応する内閣府令が新設され、ビットコイン等の仮想通貨で資金調達する ICO についてもファンド規制が及ぶようになる可能性は否定できないように思われます。

IV. その他の法規制

ICO そのものに対する規制ではありませんが、ICO に際して出資者に対する説明に虚偽があった場合には、民法上の詐欺取消（民法９６条）や、信義則上の説明義務違反等が問題となる可能性があります。

8 詐欺により権利が仮想されているだけで契約上の権利が発生していない場合にも、契約の外観が集団投資スキーム持分の要件を満たしていれば足り、金商法２条２項５号を適用できる旨指摘されています（「金融商品取引法コンメンタール１」（２０１６年、株式会社商事法務）６４頁）。

また、出資者が個人等の消費者である場合、重要事項の不実告知等による取消の対象となる可能性があります（消費者契約法４条１項１号等）。

V. （参考）サンタルヌーICO と法規制

報道によれば、本年７月、名古屋の飲食店「サンタルヌー」が、東京都内への出店を目的に、イーサリアム等建てで ICO による資金調達を実施しています[9]（以下「サンタルヌーICO」といいます。）。

サンタルヌーが公表しているホワイトペーパー（訂正分含む。）によれば、サンタルヌーICO の概要は以下のとおりです。

- サンタルヌーは、東京出店用の資金 3000 万円弱を調達するため、ETH 等の仮想通貨による出資の対価としてトークン（SAT）を発行する
- 「不特定」の者による出資を避けるべく、**出資者について、Twitter でサンタルヌーをフォローしている又はフォローされている者に限定**
- SAT 保有者は、以下の用途で SAT を使用することができる
 - **店舗での会計時に使用可**（１SAT＝５円、トークンの使用上限は会計の５０%まで
 - トークンのみで購入可能なグッズの販売（通販可能）
 - 5000SAT 以上の保有でプレオープンイベントへの招待
 - 店舗内に記名するスペースを設け、3ETH 以上の出資者にはオープン　3 か月以内に記名する権利の提供
 - 25000SAT 保持者には、**弁護士、税理士等の紹介、人材紹介、ビジネス斡旋等のマッチングサービスを提供**
 - 5 万 SAT 以上保有で５%オフ
 - 10 万 SAT 以上保有で 10%オフ
 - 一定以上の SAT 保有者のみ参加可能なイベントの企画
- **SAT トークンは保有者同士で売買できる**

このような仮想通貨建てのサンタルヌーICO について、日本法上、いかなる法規制の対象となりうるか検討してみます。

1.　「仮想通貨」該当性

上記のとおり、資金決済法上の１号仮想通貨に該当するためには、「不特定」の者に対して使用可能であり、かつ、「不特定」の者を相手方として購入及び売却できることが必要となります。

この点、サンタルヌーICO では、出資者を Twitter 上のフォロワー等に限定し、SAT トークンはサンタルヌーの店舗でしか使用できないこととされており、仮想通貨ガイドラインでいう「**発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために仮想通貨を使用可能な店舗等が限定されてい**」る場合や、「**発行者が使用可能**な店舗等を管理している」場合に該当するものといえ、SAT トークンは１号仮想通貨に該当しないものと思われます。

また、資金決済法上の２号仮想通貨に該当するためには、「不特定の者を相手方として・・・相互に交換を行うことができる」ことが必要となりますが、SAT トークンは保有者同士では売買できるものの、少なくとも現時点では仮想通貨取引所に上場されているものではなく、ビットコイン等の１号仮想通貨との交換市場が存在するものではありませんので、２号仮想通貨にも該当しないものと思われます。

したがって、サンタルヌーICO により発行される SAT トークンは１号仮想通貨、２号仮想通貨いずれにも該当せず、サンタルヌーは「仮想通貨交換業者」としての規制には服しないものと思われます。

2.　「前払式支払手段」該当性

SAT トークンが「仮想通貨」に該当しないとしても、別途「前払式支払手段」に該当しないかは別途検討する必要があります。

9 http://www.belgianbeer.nagoya/ico/

上記のとおり、「前払式支払手段」とは、①金額・数量の財産的価値が証票等に記載・記録されること（価値の保存）、②金額・数量に応じる対価を得て発行される証票等、番号、記号その他のものであること（対価発行）、③代価の弁済等に使用されること、の３要件を満たすものをいいます（資金決済法３条１項）。

この点、SAT トークンには、財産的価値が記録されており（要件①）、店舗での会計時に１SAT＝５円として代価の弁済に使用することが認められています（要件③）。また、「対価」には財産的価値があるものはすべて含まれると解されていることから、イーサリアム等の仮想通貨を対価として発行する場合であっても、要件②を充足するものと思われます。

したがって、SAT トークンは、たとえ特定の者の間でしか利用できず資金決済法上の「仮想通貨」に該当しないとしても、「前払式支払手段」には該当する可能性が高いものと思われます。

なお、ホワイトペーパーによれば、SAT トークンはサンタルヌー店舗でしか利用できないこととされており、規制の緩やかな「自家型前払式支払手段」（資金決済法３条４項）に該当し、サンタルヌーは「自家型発行者」に該当するものと思われます。

したがって、サンタルヌーは、基準日（毎年３月３１日及び９月３０日）において、最初に SAT トークンの未使用残高が基準額である１０００万円を超えるまでは届出義務等はありませんが、基準日において当該基準額を超えた場合、「前払式支払手段発行者」として、表示・情報提供義務や発行保証金の供託義務、情報の安全管理義務等の義務を負うこととなります。

3.　その他（非弁提携等）

ホワイトペーパーだけではサービスの内容の詳細は不明ですが、サンタルヌーは、一定数以上の SAT トークン保有者に対して、弁護士の紹介サービスを行うこととしていますが、非弁提携（弁護士法２７条、７２条）に抵触しないよう注意が必要です。

また、その他人材マッチングサービスについても、職業安定法等の業規制に抵触しないよう留意が必要となります。



３．Column②：【企業法務】契約書作成の留意点

●　契約書の重要性

１通の契約書が、あなたの会社の盾となり、武器となります

契約書は、会社の取引関係の有効性を確認するための重要なツールです。企業活動を行う上で、様々な取引関係上の法的規制を避けることはできません。
契約書は、安定的な企業活動を行うための「盾」となります。そして、進んで作成することで交渉の主導権を握ることが可能となる、企業活動の「武器」ともなります。

そもそも契約書を作成しているのか
そしてこの契約書の内容が有効なのか

１通の契約書が、あなたの会社の盾となり、武器となります。
契約書を作成し、プロによるリーガルチェックにより、安定的・継続的な企業活動を目指しましょう。

×　信頼関係があるから、契約書は必要ない？　契約書の不備によるリスク



契約書はトラブルが発生したときに必要になるのだから、トラブルにならなければ必要ないのではないか。そう考えて、取引関係や労使関係について、何も契約書を作成していない企業様もいらっしゃいます。
たしかに、信頼関係がある場合には、契約書がなかったり、契約書の内容に不備があったりしても問題とはなりません。ですが、信頼関係が失われ、トラブルに発展したときに、企業を守り、裁判の武器（証拠）となるものが契約書です。

契約書不備によるトラブルにはこんなことが…



売掛金を回収できない！？

下請企業が元請企業から追加工事の発注を受け、数千万円分の追加工事を行ったとしても、元請企業との間で、追加工事に関する契約書を交わしておかなければ、後日元請企業が支払いに応じなかった場合、数千万円分の売掛金を回収できないということもあり得ます。



多額の損害賠償金を請求されてしまった！

契約書の条項の中に、損害賠償額の上限規定を設けていなかったために、取引中のミスによって多額の損害賠償金を請求されてしまい、会社の経営に深刻なダメージを受けてしまうことも起こりえます。

●　リーガルチェックの重要性

インターネットや市販の書籍で流通している雛形の契約書は、あくまでも一般例にすぎず、必ずしも各企業の個別の取引に適合しているわけではありません。紹介されている雛形の契約書は、作成当時の法令には適っていなかったり、トラブルに発展してしまったときのことを念頭に置いて作成されていないこともあります。
トラブルが発生したときに企業を守り、裁判の際に有効な武器として機能することも難しいことがあり得るため、すでに契約書を作成・利用しているとしても、紛争解決のプロによるリーガルチェックをお勧めします。

契約書作成のメリット

✓　**トラブルを防止できる！**

契約書の作成・リーガルチェックによって、当該取引から生じる権利関係を確認するとともに、将来起こりうるリスクを未然にチェックし、防止することが可能となります。

✓　**リスクをコントロールできる！**

違約金条項の設定、損害賠償額の上限設定等のほか、契約を解消できる場合の規定など、様々な条項を組み合わせることで、当該契約から予想されるリスクをコントロールすることが可能となります。

✓　**証拠の用意**

信頼関係が失われ、トラブルが裁判にまで発展した場合、裁判で有効な武器（証拠）となるものが契約書です。契約書のリーガルチェックにより、貴社にとって有利な内容を事前に整備することで、裁判を有利に進めることが可能となります。

✓　**個別取引の実情に適った契約の実現**

当該取引の実情に適った契約書にするようオーダーメイド化することで、当該取引の契約内容を実現することが可能となります。



●　当事務所のサービス　３つのサポート

当事務所の弁護士は大手渉外法律事務所に所属した経験があり、大企業から中小企業の方のニーズまで幅広く対応することができます。

貴社の企業活動について詳細にヒアリングをした上で、ご相談段階から契約締結段階までサポートします。

1.　相談段階から契約締結までのサポート

契約書のリーガルチェックに関する相談段階から、契約書の作成のみならず、契約交渉段階での複数回のレビューも含め、契約締結までのチェックをサポートします。

2.　顧問契約締結による継続的なサポート

契約書の作成・リーガルチェック等が継続的に発生する場合には、顧問契約の締結をお勧めしています。

お互いの業務内容を理解することができ、より適切かつ迅速なサポートが可能となります。

また、顧問契約を締結いただくことで、スポットでの依頼と比べ、よりリーズナブルな費用で弁護士のサポートを得ることが可能となります。

3.　ゼロからの作成サポート

契約書の雛形や骨子がなくとも、ゼロから契約書の作成をサポートします。

貴社のご要望がどこにあるのか、企業活動において注意すべき点がどこになるのか、詳細なヒアリングを行った上で進めています。

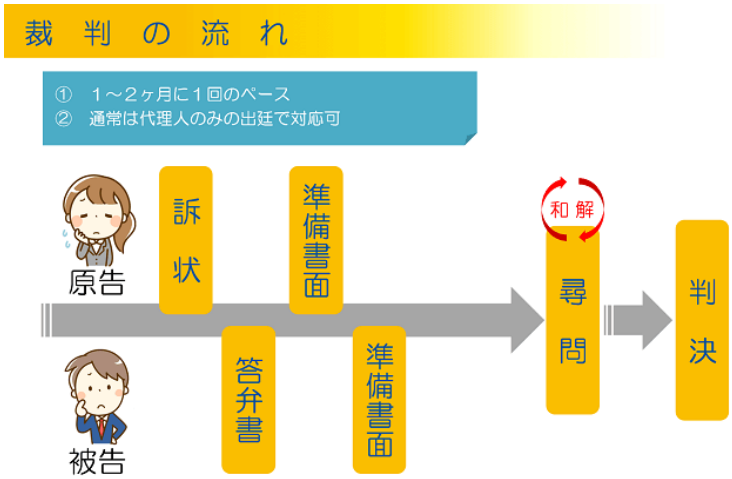
契約書の作成・レビューにあたり注意すべき事項にご興味がある方は、「契約書作成の留意点」をご覧ください。

http://houmu.nagasesogo.com/

4．Column③：【離婚問題】不貞相手を訴えたい！③

当事務所では、不倫・不貞行為に及んでしまった方、逆に不倫・不貞行為をされてしまった方、いずれからも多数のご相談を受け、解決してきた実績があります。
今回は、前回に引き続き、他方配偶者に不倫・浮気をされてしまった方が、「不貞相手を訴えたい！」と思ったときにご留意いただきたいことをお伝えします。

1．慰謝料請求の裁判の流れ



●　訴えの提起

裁判離婚にあたっては、訴状を裁判所に提出することになります。

①　訴状の書式

各地の家庭裁判所に定型用紙が用意されています。また、裁判所 HP からもダウンロードすることができます。

②　管轄

裁判離婚の管轄は、原則として原告または被告どちらかの住所地を管轄する家庭裁判所となります。

③　附帯処分等の申立

裁判離婚の際には、離婚請求とともに、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産分与、年金分割に関する処分（附帯処分）の審理を行うことができます。

●　裁判離婚の手続

①　第１回　口頭弁論期日

通常は代理人のみの出席で対応します。訴状及び答弁書の陳述が行われた後、次回期日の指定がなされます。

✓　**請求認諾の可否**

被告は、離婚請求については認諾することができます（人事訴訟法３７条１項）。
附帯処分の申し立てや、親権者の指定が必要な場合は、離婚請求の認諾はできません（人事訴訟法３７条１項但書）。

✓　**被告が欠席した場合**

人事訴訟では民事訴訟法１５９条は適用されません（人事訴訟法１９条）。したがって、被告が欠席したとしても、擬制自白が成立したものとして結審することはできません。

✓　**調停前置主義との関係**

調停をせずに訴えを提起した場合や、調停を申し立てているものの実質的な話し合いがなされていない場合には、第１回口頭弁論期日において事件は調停に付されることになります。

✓　**その後の弁論期日**

第２回期日以降は、各争点に関する主張・立証を当事者双方で行って進めていくことになります。

●　裁判離婚の終了

①　判決

離婚等とともに附帯処分の申立を行った場合でも、１つの判決の中で判断が示されることになります。したがって、判決のうち、離婚請求に不服はなく、附帯処分に不服があった場合でも、不服申立て方法は、判決に対する控訴となります（即時抗告とはなりません）。

②　和解

裁判離婚でも、訴訟上の和解が認められています（人事訴訟法 37 条）。

③　訴訟終了後の手続

裁判離婚が終了すると、判決正本、和解調書正本または認諾調書の正本が送達されます。

●　慰謝料請求の留意点

不倫・不貞を立証する証拠はあるか？

・不倫・不貞を認める念書・謝罪文
・写真、動画
・メール
・ライン
・Facebook メッセンジャー
・調査報告書
・手紙
・日記・手帳
・レシート（ホテル等の出入り）

不倫・不貞相手に対する慰謝料請求をする場合には何よりも証拠がなければ始まりません。不倫や不貞を裏付ける証拠の一例は、左図のようなものが考えられます。

実際の裁判の場面では、複数の証拠を組み合わせることによって、初めて不倫や不貞行為を立証することができるというケースも珍しくありません。

また、これらの証拠は個人のプライバシーにも関わりますので、法廷に証拠として出すことで問題ないかどうかは、慎重に考えなければいけません。

●　慰謝料請求の争点

✓　争点①　不貞行為に該当するか

「不貞行為」とは具体的にどのような行為を指すのかを確認する必要があります。

肉体関係を有するまでに至らない場合であっても、「不貞行為」に該当することがありうるといえます。

（「不貞慰謝料請求事件に関する実務上の諸問題」判例タイムズ No1278・45 頁）

①　性交又は性交類似行為
②　同棲
③　上記の他、一方配偶者の立場に置かれた通常人の立場を基準として、一方配偶者・他方配偶者の婚姻を破綻に至らせる蓋然性のある異性との交流・接触

✓　争点②　婚姻関係が不貞行為当時既に破綻していたかどうか

他方配偶者が第三者と不貞に及んだとしても、婚姻関係破綻後に不貞に及んだ場合には、婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益があるとはいえないことから、不法行為が成立しないという抗弁があります（最三小判平 8.3.26）。

✓　争点③　婚姻関係が不貞行為当時破綻していると信じていたかどうか

不倫・不貞行為に及んだ相手方に対する慰謝料請求の法的根拠は不法行為責任にありますが（民法７０９条、７１０条）、不法行為責任が成立するためには、加害行為者に故意又は過失があることが必要です。

言い換えれば、婚姻関係が不貞行為当時破綻していると信じていたのであれば、故意又は過失がなく、不法行為責任が成立しないことになります。

✓　争点④　消滅時効

不法行為責任は、「損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する」（民法７２４条）と規定されています。

したがって、不貞行為を知ってから３年以上経過した後に慰謝料請求をする場合には、消滅時効が完成していることになります。

詳しい情報は、当事務所「離婚問題サイト」をご覧ください！

離婚問題サイト ▶http://rikon.nagasesogo.com



５．Column④：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務③

当事務所では、企業法務、離婚問題に加え、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。
当事務所ではＨＰ上でも積極的に情報発信に務めております。
今回は、部位別後遺障害のうち、後遺障害が「全身」に残存した場合について解説します。

交通事故専門サイト▶http://jiko.nagasesogo.com

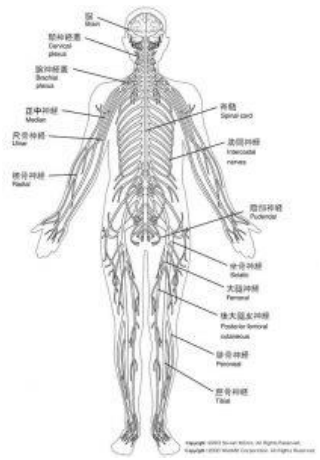
● 後遺障害とは？

後遺障害とは、交通事故の受傷による精神的・肉体的障害が将来においても回復の見込めない状態となり、交通事故とその症状固定状態との間に相当因果関係が認められ、その存在が医学的に認められるものをいいます。後遺障害等級は１級から１４級までに分類され、それぞれの等級によって認定される後遺障害慰謝料や労働能力喪失率は大きく異なります。



● 全身の後遺障害

● 遷延性（せんえんせい）意識障害



☑ 症状

重度の昏睡状態を指す病状のことをいいます（いわゆる「植物状態」）
日本脳神経外科学会が定めた遷延性意識障害の基準は以下の７つです。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級：自賠法施行令別表第一　第１級１号
後遺障害：個別のケースによって異なります

● 末梢神経障害

☑ 症状

末梢神経とは、中枢神経である脳及び脊髄から出る神経のことをいいます。末梢神経が障害されると、運動麻痺、感覚障害、自律神経障害の症状が出現します。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
❶　１２級１３号	局部に頑固な神経症状を残すもの
❷　１４級　９号	局部に神経症状を残すもの

● CRPS、RSD、カウザルギー

☑ 症状

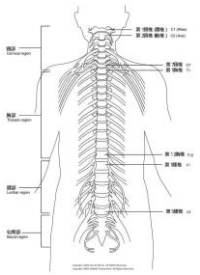
治ったはずなのに強く痛む、怪我をした場所とは違う部分が痛む

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
❶　７級４号	軽易な労務以外の労働に常に差し支える程度の疼痛があるもの
❷　９級１０号	通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの
❸　１２級１３号	通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの

● 部位別後遺障害一覧　　各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！

✓ 全身

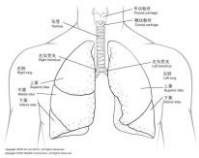


遷延性意識障害
末梢神経障害
CRPS（RSD，カウザルギー）
脊髄損傷

✓ 上肢

欠損障害
機能障害
動揺関節
偽関節・変形障害
醜状症状

✓ 内臓



胸腹部臓器
呼吸器
循環器
胃
小腸
大腸
肝臓
胆嚢（胆のう）
膵臓
脾臓
腎臓

✓ 脊椎



運動障害
変形障害

✓ その他体幹

その他体幹骨

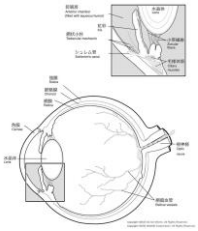
✓ 頭

高次脳機能障害
麻痺
てんかん
非器質性精神障害
頭痛

✓ 頭

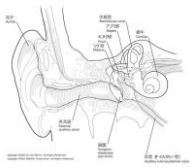
醜状障害

眼



視力障害
調節機能障害
運動機能障害
複視
視野障害
外傷性散瞳
流涙
まぶたの欠損障害
まぶたの運動障害

✓ 耳



欠損障害
耳鳴り
耳漏
難聴

✓ 鼻

嗅覚障害
欠損障害
欠損を伴わない機能障害

✓ 口

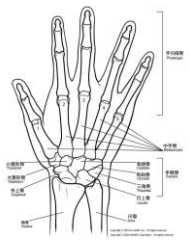


咀嚼機能障害
舌の異常
嚥下障害
味覚障害
言語の機能障害
歯牙障害

✓ 首

脊髄障害
食道
むちうち

✓ 手指



機能障害
欠損障害

✓ 下肢

醜状障害
偽関節・変形障害
短縮障害・過成長
欠損障害

6．Notice：ＪＭＡＭ様　パートナー・コンサルタント正式登録

このたび、当事務所の代表弁護士・長瀬佑志が、７月１日よりＪＭＡＭ（日本能率協会マネジメントセンター様）のパートナー・コンサルタントとして正式に登録される運びとなりました。



JMAM（日本能率協会マネジメントセンター）様とは？

官公庁の政策立案・計画立案のための調査研究事業と、民間企業のマーケティング・コンサルティングを行う調査研究事業、および、会員制のビジネス情報提供サービス事業を行っておられます。

お名前：

ご住所：

連絡先：TEL

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

今回の記事に関して、ご質問・ご不明点があれば、左記にご記入のうえ下記までお問い合わせください。

TEL　029-875-8180（平日 9:00～17:00）
FAX　050-3730-0060
E-MAIL　nagase@nagasesogo.com

□　今回の記事について相談したい
□　開催セミナーについて相談したい

【お問い合わせ先】事務所名：弁護士法人長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒300-1234

茨城県牛久市中央 5 丁目 20 番地 11

牛久駅前ビル 501

TEL　029-875-8180

FAX　050-3730-0060



［日立支所］

〒317-0073

茨城県日立市幸町 1 丁目 4-1

日立駅前ビル 4 階

TEL　0294-33-7494

FAX　050-3730-0060



【事務所理念】

すべてのクライアントの「再生」のために

私たちは、この使命を実現するために、最高のリーガルサービスを提供できるよう常に研鑽に務め、組織を発展させます

【事務所ＵＲＬ】

総 合 サ イ ト ：http://nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
離 婚 サ イ ト ：http://rikon.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相続・遺言サイト：http://souzoku.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com